

(別紙 2-1)

運輸安全マネジメント

第2回 重点監査項目チェックリスト兼報告書

実施年度 (令和3年度)

(監査実施基準月 原則 4月末, 8月末 12月末)

今回実施基準月 12月

監査実施日 令和3年12月10日～25日

監査対象 各営業所5か所全て (棚倉営業所追加)

社 長



安全統括管理者



内部監査員



役席及び
業務部回覧



郡山中央交通 株式会社

第1回 重点監査項目チェックリスト (3年度) (別紙5-2)

評定 A：達成度合い90%以上 B：同 70%以上 C：同 50%以上
 D：同 30%以上 E：同 30%以下

実施項目	監査所見	評定
1. 事故（車両の無傷）記録の達成 ①重大事故の発生防止 発生 ゼロ件 ②車両の無傷記録年度目標を10件以内とする ③無傷記録継続日数120日以上を達成する ④白手指差呼称の完全実施	①達成 ②達成 ③達成 ④概ね100%実施 無傷記録継続について、目標の120日継続を超えて、連続150日以上を達成し、ついにすべての目標を達成することが出来た。A評価とする。	A
2. 路上故障防止の為の日常点検の徹底と3か月点検の強化	定期点検整備については、紙台帳に加えて、電子化をして管理しているため、抜け漏れはなし。また、宗像部長の最終チェックが確認プロセスに入ったのでより抜けがなくなった。A評価。	A
3. ヒヤリハット情報収集によるその活用と指導教育	本社のみで263件収集、営業所全体でも500件以上。また、乗務員自ら進んでヒヤリハット動画の提供が多くあったため、乗務員教育指導時のドライブレコーダーでの教育について所期以上の効果を期待できることとなった。A評価	A

<p>4. 健康管理体制の徹底（定期健康診断の結果、医師の指導のある該当者には面談の上、再検診の指導と必ずその結果までのフォローを行い、健康起因事故の発生を防止する）</p>	<p>定期・深夜健康診断実施については計画通り進行中、所見有りの場合について、業務部より乗務員に受診指導を行うが、<u>受診・検査</u>をしたかの<u>フォローアップ</u>がもう少し不十分と判断（判断継続）</p> <p style="text-align: center;">→ 受診指導 実施</p>	<p>B</p>
<p>5. 適正な運行管理と労働管理の為の社内監査体制を運用する。</p>	<p>内部監査4点書類チェックにて、法令違反の運行は1本もなかったので、A評価とする。</p>	<p>A</p>
<p>6. 法令遵守事項について厳格に監査を行い各部門に遵守させる</p>	<p>内部監査にて、別途法令遵守事項のチェックを行い、問題があれば都度指導している。最終監査結果にて一部記載ミスなど問題があったがクリティカルなものではなく、また優良事例もあったので、B評価に引き上げ。 <u>ヒンポイント</u> <u>格別な注意</u></p>	<p>B</p>
<p>7. 徹底した実技講習を通じて、乗務員の安全運転技術の向上を図る。</p>	<p>今年度より、①高齢運転者の実技訓練 ②マイクロなどに主に乗っている乗務員に対する別（大型など）区分車両の運転実技講習を本格的に開始した。今までよりも頻度・内容が向上しているのでA評価（判断維持）</p>	<p>A</p>